

ECOひいき

ECOLOGICAL INFORMATION

かわいがって下さい



長岡まちなかイルミネーション
撮影：富井 京子



一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所 情報誌

第 **53** 号
2025.1発行

もくじ CONTENTS

p2—p3 食品衛生セミナーを開催しました

p4—p5 特集 土壌調査について

p6—p7 親子で楽しく学ぼう 夏休み「食と環境」体験学習会を開催しました

p8 情報掲示板 こんなことしています

令和6年度

食品衛生セミナーを開催しました

試験検査部 食品検査課 山崎 久美子

毎年ご好評をいただいております食品衛生セミナーですが、今年度は11月21日にホテルニューオータニ長岡にて開催し、大勢の方々にご参加いただきました。このセミナーは公益事業の一環として、新潟県食品衛生協会や中越地区の食品衛生協会6団体との共同主催で毎年開催しております。今年度も食品関連事業者の方々を対象とし、感染症対策や食品表示などについて最新の情報を提供するとともに、情報交換の場としてご利用いただきました。



今回は、国立感染症研究所 実地疫学研究センター センター長 砂川 富正様、消費者庁 食品表示課 保健表示室 室長 今川 正紀様を講師としてお招きし、砂川様からは「近年感染が拡大している感染症とその対策について」、今川様からは「機能性表示食品の今後について」というテーマでお話いただきました。

近年感染が拡大している感染症とその対策について

砂川 富正 様

砂川先生は、国立感染症研究所の感染症情報センターに勤務されたのち、2004年からは世界保健機関 WHO本部に出向されました。WHOでは感染症サーベイランス・対応部門や麻疹・ポリオ対策をご専門とされ、現在はセンター長という立場から、全国の自治体等による新型コロナウイルス感染症やその他の感染症・食中毒事例への調査支援、実地疫学研究の統括的役割、国内外の実地疫学専門家養成の中心を担っておられます。講演では、人や動物の健康とそれを取り巻く環境を包括的に守るワンヘルスという考え方を紹介され、鳥インフルエンザなどの世界的に注目されている新興感染症についてはワンヘルスで対応することが重要であるとお話しされていました。新型コロナウイルス感染症が蔓延して以降、様々な感染症への関心が高まっており、会場の方々も大変興味深く聞き入っていました。



機能性表示食品の今後について

今川 正紀 様

機能性表示食品制度とは、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠を消費者庁に届け出れば、特定の保健目的が期待できることを表示できる制度です。近年、機能性表示食品として販売されたサプリメントで健康被害が発生したことが大きな社会問題となり、消費者庁によって様々な対応がとられることとなりました。今川先生は消費者庁で、食品表示法や健康増進法に基づく、栄養成分表示、特定保健用食品、機能性表示食品の企画立案に携わっておられ、今回の講演では、今後具体的に何が変わり、食品関連事業者にはどのような対応が求められているのかについて詳しくお話しいただきました。最新の内容の講演に、出席者から多くの質問が寄せられ、事業者の方々の関心の高さがうかがえました。



近年、食や環境を取り巻く情勢は目まぐるしく変化していますが、当研究所は確かな検査と迅速な対応、そして今回のセミナーのような情報提供を通じて、より地域の皆様や社会に貢献できるよう努めてまいります。この度のセミナー開催に際し、ご協力いただきました各団体および関係者の皆様に心より御礼申し上げます。



土壌調査について

工場・事業場の敷地において900㎡以上の面積で
工事等を行う場合は注意が必要です。

有害物質使用特定施設の設置事業者様向け

環境部 環境企画課 原 拓也

有害物質使用特定施設^(※1)が存在する工場や事業場の敷地において900平方メートル以上の土地の形質変更(例:大規模な掘削や工事、新工場の建設等)を行う場合には、事前の届出および必要に応じた土壌調査が義務付けられています。(土壌汚染対策法第4条第1項)

また、過去に有害物質使用特定施設が存在し、現在土壌調査の猶予中(第3条第1項ただし書の確認申請が認められている)の場合も同様に、900平方メートル以上の土地の形質変更の際に届出が必要となります。

しかしながら、近年、担当者の失念等により届出や調査が行われないまま大規模な工事が実施されるケースが散見され、法令違反となる事態が発生しています。法令違反は、工事の中断、是正命令、さらには企業の信用失墜を招く可能性があります。

届出は「土地の形質を変更しようとする者」が行う事となっておりますが、工事を請け負う建設会社ではなく、工事の発注者が行う事が一般的です。^(※2)

法令違反を防ぐための対策例

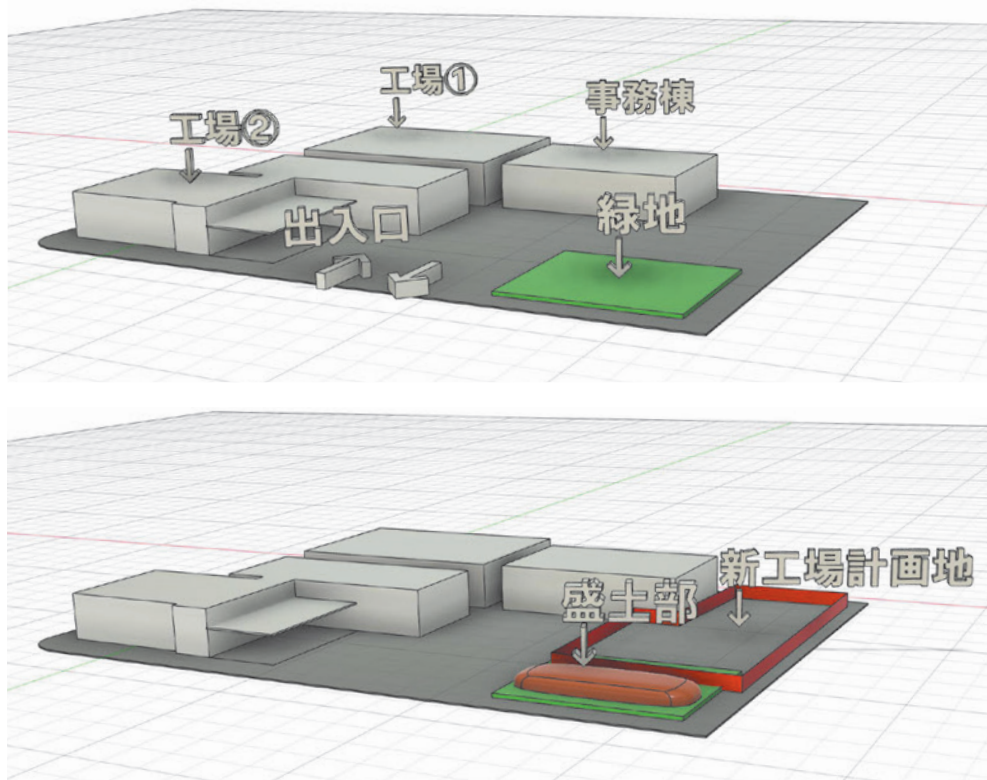
1. 有害物質使用特定施設が存在する工場・事業場であるか否かの再確認と、これに係る規制等の社内周知
2. 社内における情報共有・連携体制の構築
3. 確認が不十分なまま工事を進めることのないよう、社内でのダブルチェック体制の整備(有害物質使用特定施設の管理者と、建設工事計画を立てる部署間での情報共有・連携が重要です。)

届出や調査を怠った場合のリスク

- 法令違反による罰則や是正命令
- 工事計画の遅延およびコスト増加
- 地域住民や取引先からの信用失墜
- 万が一、汚染があった場合の周辺への汚染の拡散のおそれ

参考 機械部品の製造工場

- 工場①にジクロロメタンによる洗浄施設（有害物質使用特定施設）がある。
- 事務棟脇駐車場と緑地部分に新工場の建設計画がある。
 - 新工場の基礎工事面積：800㎡（掘削部）
 - 残土仮置き場：200㎡（盛土部）
 - 新工場計画地：800 + 200 = 1000㎡
 - （900平方メートル以上の形質変更のため届出対象）



関係する一人ひとりの意識が、企業の信頼を守り、健全な環境を次世代に繋げる礎となります。改めて社内での周知徹底と、計画的な法令対応が重要です。その他、ご不明点等につきましては環境企画課までご相談ください。経験豊富なスタッフが対応させていただきます。

土壌汚染対策法 第四条

土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしてしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

※1 水質汚濁防止法に基づく特定施設であり、土壌汚染対策法で定める特定有害物質を製造・使用又は処理する施設のこと。

※2 現在土壌調査の猶予中での900平方メートル以上の土地の形質変更の場合は、届出者は土地の所有者等となります。



親子で楽しく学ぼう



夏休み「食と環境」体験学習会を開催しました

試験検査部 特殊分析課 昆 喜知郎

今年度の夏休み親子体験学習会は7月26日(金)に開催しました。いつになっても収束を感じられないウイルス感染禍ですが、昨年に3年間のブランクを経て再開し、今年度は17回目の開催となりました。

この体験学習会は、日々の生活に身近な食や環境に対して、より深く興味や関心を持っていただけるよう、食の安心・安全や環境に配慮した生活について、自ら考え、行動できる力を身につける機会をご提供すべく、長岡市教育委員会の後援を頂いて、継続して行っている事業です。

今回は長岡市内の小学校に通う児童とその保護者の12組、総勢26名の方々からご参加いただきました。理科離れが心配される昨今ですが、参加されたお子さんたちは講師の説明に真剣に耳を傾け、興味深そうに目を輝かせて実験に取り組んでいました。また、一緒に参加された保護者の皆さんも、時に感嘆の声を挙げながら、優しくこども達を見守りつつ、楽しくご参加頂きました。

食のお話

講習

食品添加物は食べ物に必要?

食品添加物って何? どんな働きがあるの? 無いとどうなる? たくさん食べても大丈夫? 食品添加物の種類や役割、安全性について学びました。



実験

食品添加物で色素の実験をしよう!

紫キャベツを搾って作ったアントシアニン色素に、クエン酸、お酢、重曹など、日常生活でも使われる様々な食品添加物を加えて、色の変化を調べました。「わぁ、キレイ!すごく色が変わる!」「なんでこんなに色が変わるのかなあ?」「紫色は中性、これは赤だから酸性、黄色は…」こども達の感嘆の声をたくさん聞くことができました。



環境のお話

講習

水の大切さについて考えよう!

私たちの生活に欠かせない水。いつも自分が使っている量はどれくらい？ 水はどこからやって来る？ 牛丼一杯を作るのに必要な水の量は？ 飲み水はどうやってキレイにしている？ どうして水の検査がいるの？ 使える水の量には限りがあること、汚さないために私たちができることなど、水の大切さについて楽しく学びました。



実験

浄水所で水をキレイにする仕組みを学ぼう!

凝集沈殿ってなんだ？ 論より証拠。泥水から透明で澄んだ水を作ってみました。「薬入れたら色が濃くなった?」「なんか汚れがフワフワしている!」「段々透明になってきた!」濾過後の水を見て、「なんだか飲めそう」と言うこども達に、「実験だから飲まないでね!」と何度となく苦笑いした実験でした。





こんにちはと しています



当研究所職員の顔を覚えてもらえるよう、毎回違うスタッフが自分の業務を紹介していくコーナーです。



試験検査部 水道試験課
新沢 頼陽 (入社1年目)

私は飲料水やプール水、浴槽水などの水質検査を担当しています。私たちの日常生活で使用する水が

定められた基準に適合しているかを確認するため、さまざまな検査を行っています。また、簡易専用水道の管理の検査にも携わっており、施設を訪問して貯水槽の検査、水質検査、管理記録の確認なども行っています。

これからも私たちが安心して使用できる水を提供するために、正確かつ迅速な対応を心がけていきます。



試験検査部 特殊分析課
藤田 紘末 (入社1年目)

特殊分析課では、異物・異臭味分析や放射能測定などを行っており、その中で私は主に異物分析を担当しています。

異物分析では、食品や生産ライン等で発生・混入した正体不明なものを調査しています。そのため、異物分析は特にトラブルシューティングとして利用されており、迅速で正確な分析と異物を同定するための幅広い知識が必要となります。これにお応えできるように日々研鑽を重ね、お客様の課題解決の一助となれるよう努めてまいります。

明日の環境を考える

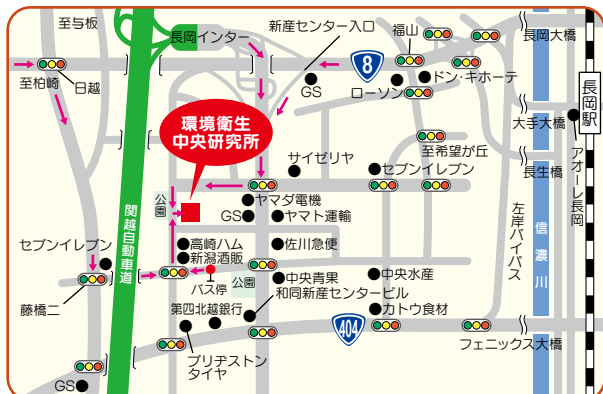
業務内容

- 食品衛生法に基づく食品検査
- 工場・事業所排水の水質検査
- 水道水・飲料水等の水質検査
- 廃棄物の分析
- ばい煙の測定
- その他各種情報の提供・調査研究等
- 衛生診断、相談、研修会等
- 公共用水域・地下水等の水質検査
- 浄化槽法定検査
- 作業環境測定
- 騒音・振動測定
- 物質同定・異物検査等の特殊分析
- 放射性物質の測定
- 土壌汚染対策法に基づく調査分析
- 温泉法に基づく温泉成分分析
- 簡易専用水道の管理の検査



一般社団法人 **新潟県環境衛生中央研究所**

本 所 〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7
 TEL 0258(46)7151 FAX 0258(46)9851
 新潟事務所 〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地2
 TEL/FAX 025(283)7773 フリーアクセス 0120-940-030
 Eメール: chuken@nehcl.or.jp URL: https://www.nehcl.or.jp/



編集ノート

今月で能登半島地震より1年となります。昨年は地震に始まり猛暑、豪雨、土砂災害が頻発していました。今年は大きな災害が起こることなく皆が平穏に過ごせるよう祈りながらも、自らの非常時対策を再確認しなければと思っています。

発行責任者 郷 周一 編集委員 富井 京子、昆 喜知郎

